

川辺町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」（第1次一括法）で、公営住宅法の一部改正が行われました。

これに伴い、今まで政令で定められていた入居収入基準や裁量階層の範囲を、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で定めることとなり、条例の一部改正を行うものです。

2 公営住宅法の一部改正の概要

入居収入基準とは、公営住宅に入居する資格のうち、収入の基準を定めるもので従来政令で規定されてきましたが、法改正により条例で定めることとなりました。

	改正前	改正後
規定方法	基準金額及び対象者の範囲を <u>政令で規定</u>	基準金額及び対象者の範囲を <u>条例委任</u> (参酌基準及び収入上限を政令で規定)
基準金額	原則：月収 158,000 円以下 裁量：特定の者を <u>月収 214,000 円以下</u> * 上記金額以下で条例で規定	一般：月収 158,000 円以下 (<u>参酌基準</u>) 裁量：特定の者を <u>月収 259,000 円以下</u> * 上記金額以下で条例で規定
特定の者 (裁量階層)	高齢者、障がい者、子育て世帯等 <u>政令で定める者</u>	高齢者、障がい者、子育て世帯等 <u>条例で定める者</u>

* 現在川辺町の基準金額、裁量階層の範囲については、国の政令どおりです。

3 町の条例改正等の方針

①入居収入基準

入居収入基準金額の変更は、入居の態様に直接に影響するものであるため、低額所得者等が入居し難くならないよう、本来階層については、従前の国の基準額と同額の、「158,000円」とし、裁量階層については、現行の規定が著しく入居を制限する状況ではないため、適当であると判断し、「214,000円」を維持し、これまでどおり入居の安定を図ります。

②裁量階層の対象範囲

子育て世帯の対象範囲を、これまでの「小学校就学前の子がいる世帯」から「中学校卒業までの子がいる世帯」に拡大し、経済的負担の多い子育て世帯の居住の安定を図ります。そのほかの裁量階層の対象範囲は従前どおりです。

4 施行日

平成25年4月1日（予定）

川辺町町営住宅管理条例（案）新旧対照表

新	旧
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 町営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件(老人等 _____ にあつては第2号から第5号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号)を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある場合であつて、第5項に定める要件を備えている場合 <u>214,000円</u></p> <p>イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>158,000円</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 町営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第5号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号)を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令(以下この号において「旧令」という。)第6条第4項で定める場合 <u>旧令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p> <p>イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>旧令第6条第5項第2号に規定する金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>旧令第6条第5項第3号に</u></p>

(3)～(5) (略)

2 前項に規定する「老人等」とは

_____、次の各号の一に該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(8) (略)

3 (略)

4 町長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。

5 第1項第2号アに規定する要件は、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 第2項第2号アに規定する程度であるもの

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度であるもの

ウ イに規定する精神障がい^イの程度に相当する程度であるもの

エ 第2項第3号に規定する程度であるもの

オ 第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に中学校就学中までの者がある場合

(入居者資格の特例)

規定する金額

(3)～(5) (略)

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(8) (略)

3 (略)

(入居者資格の特例)

第6条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第3号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号(同項に規定する老人等)にあつては、同項第2号から第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は_____、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(同居の承認)

第11条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは_____、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、次の各号の一に該当する場合は、前項の規定による承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超える場合

(2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

3 前項の場合のほか、町長は、町営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、第1項の規定による承認をしてはならない。

第6条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号 _____ に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号(老人等) _____ にあつては、同項第2号から第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(同居の承認)

第11条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

川辺町町営住宅管理条例の一部を改正する条例(案)

川辺町町営住宅管理条例(平成10年川辺町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。)」を「老人等」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 入居者が身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある場合であって、第5項に定める要件を備えている場合 214,000円

第5条第1項第2号イ中「旧令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)」に改め、同号ウ中「旧令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条第2項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は」を「「老人等」とは」に改め、同条に次の2項を加える。

4 町長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。

5 第1項第2号アに規定する要件は、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 第2項第2号アに規定する程度であるもの

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度であるもの

ウ イに規定する精神障がいの程度に相当する程度であるもの

エ 第2項第3号に規定する程度であるもの

オ 第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に中学校就学中までの者がある場合

第6条第1項中「、前条第1項各号」を「、前条第1項第1号から第3号」に改め、同条第2項中「(老人等)」を「(同項に規定する老人等)」に改め、「、なお」を削る。

第11条中「、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより」を削り、同条に次の2項を加える。

2 町長は、次の各号の一に該当する場合は、前項の規定による承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超える場合

(2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

3 前項の場合のほか、町長は、町営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、第1項の規定による承認をしてはならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。